

2024年3月4日
株式会社シーエナジー

公正取引委員会からの警告について

本日、当社は、公正取引委員会から、愛知県、岐阜県および三重県内における液化天然ガスの供給に関する警告を受けました。

お客さまや、お取引先をはじめ関係者の皆さまに、ご迷惑、ご心配をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

今後、このような警告を受けることがないように、コンプライアンスの更なる徹底に努めてまいります。

【警告の概要】

シーエナジーは、愛知県、岐阜県および三重県内における液化天然ガスの供給に関して、独占禁止法第3条の規定に違反するおそれがあるため、今後このような行為を行わないよう警告する。

お問い合わせ先

株式会社シーエナジー 総務部 総務課 TEL052-950-3970